

自立援助ホーム
(児童自立生活援助事業)

指導監査セルフチェックリスト

(令和7年度)

【 目 次 】

施設運営	(設問①～⑩)	...	4
職員体制	(設問①～⑤)	...	6
保健衛生	(設問①～⑥)	...	8
安全対策	(設問①～⑧)	...	9
児童処遇	(設問①～④)	...	11
職員処遇	(設問①～⑪)	...	12
経理関係	(設問①～⑥)	...	14

【 根 拠 法 令 等 （ 略 称 ） 】

○法令

略称	正式名称	公布等年月日
児童福祉法	児童福祉法	昭和22年12月12日
社会福祉法	社会福祉法	昭和26年3月29日
児童福祉法施行規則	児童福祉法施行規則	昭和23年3月31日
労働基準法	労働基準法	昭和22年4月7日
労働基準法施行規則	労働基準法施行規則	昭和22年8月30日
パート労働法	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律	平成5年6月18日
労働安全衛生規則	労働安全衛生規則	昭和47年9月30日

○国通知等

略称	正式名称	公布等年月日
児童福祉行政監査通知	児童福祉行政指導監査の実施について	平成12年4月25日
避難確保計画作成通知	要配慮者利用施設の管理者等に対する避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について	平成29年8月23日
自立援助ホーム運営指針	自立援助ホーム運営指針	平成27年4月17日
受水槽の衛生確保通知	社会福祉施設における飲用井戸水及び受水槽の衛生確保について	平成8年7月19日
措置費等国庫負担金通知	児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について	平成11年4月30日

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等
		適	否	非該当	文書	口頭	助言	
【施設運営】	①施設運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 - 事業の目的及び運営の方針 - 職員の職種、員数及び職務の内容 - 入居定員 - 児童自立生活援助の内容並びに入居者から受領する費用の種類及びその額 - 入居者の所持する物の保管の方法及び入居者に対する保管状況の報告の方法 - 緊急時等における対応方法 - 非常災害対策 - 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための措置に関する事項 - 自己評価の実施状況等児童自立生活援助の質の向上のために図る措置の内容	☐	☐	☐	○			児童福祉法施行規則 第36条の12 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 1 事業の目的及び運営の方針 2 職員の職種、員数及び職務の内容 3 入居定員 4 児童自立生活援助の内容並びに入居者から受領する費用の種類及びその額 5 入居者の希望に応じて、入居者の所持する物の保管を行う場合には、保管の方法及び入居者に対する保管の状況の報告の方法 6 緊急時等における対応方法 7 非常災害対策 8 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための措置に関する事項 9 第36条の23に規定する評価の実施状況等児童自立生活援助の質の向上のために図る措置の内容 10 その他運営に関する重要事項
	②利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置し、当該職員に対し研修を実施する等の措置を講じているか。	☐	☐	☐	○			児童福祉法施行規則 第36条の5 児童自立生活援助事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
	③苦情に適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、苦情の公正な解決を図るため、解決にあたって職員以外の者を関与させているか。	☐	☐	☐	○			児童福祉法施行規則 第36条の22第1項 児童自立生活援助事業者は、その提供した児童自立生活援助に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 第36条の22第2項 児童自立生活援助事業者は、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童自立生活援助事業所の職員以外の者を関与させなければならない。
	④定期的に第三者評価を受けるとともに、自ら業務の質の評価を行っているか。	☐	☐	☐	○			児童福祉法施行規則 第36条の23 児童自立生活援助事業者は、自らその提供する児童自立生活援助の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 自立援助ホーム運営指針 第Ⅱ部 7-(7)-① 3年に1回以上、第三者評価を受けるとともに、定められた評価基準に基づいて毎年自己評価を行う。

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等
		適	否	非該当	文書	口頭	助言	
【施設運営】	⑤職員（かつて職員であった者を含む）が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じているか。	□	□	□	○			児童福祉法施行規則 第36条の20第1項 児童自立生活援助事業に従事する職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 第36条の20第2項 児童自立生活援助事業者は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
	⑥各年度の事業計画について、施設の運営理念や基本方針の実現に向けた中・長期計画の内容を反映して策定しているか。	□	□	□		○		自立援助ホーム運営指針 第Ⅱ部 7-(2)-② 中・長期計画を踏まえた単年度計画を策定し、スタッフ同士で共有化を図る。
	⑦入居者の所持品を保管する場合、あらかじめ入居者に対し保管方法等を説明し、同意を得ているか。 また、月1回以上、保管状況について報告しているか。	□	□	□	○			児童福祉法施行規則 第36条の19第1項 児童自立生活援助事業者は、入居者の希望に応じて、入居者の所持する物の保管を行う場合には、あらかじめ、運営規程に保管の方法及び入居者に対する保管の状況の報告の方法を定めておかなければならない。 第36条の19第2項 児童自立生活援助事業者は、前項の保管を行うに当たっては、入居者に対し、あらかじめ定めた保管の方法及び保管の状況の報告の方法について説明を行い、入居者の同意を得なければならない。 第36条の19第3項 児童自立生活援助事業者は、入居者に対し、一月に一回以上、第一項の保管の状況について報告しなければならない。
	⑧以下の設備があるか。 ・ 居室 ・ 食堂等、入居者が相互に交流を図ることができる設備	□	□	□	○			児童福祉法施行規則 第36条の9 児童自立生活援助事業所の設備の基準は、次のとおりとする。 1 入居者の居室その他入居者が日常生活を営む上で必要な設備及び食堂等入居者が相互に交流を図ることができる設備を設けること。 2 入居者の居室の一室の定員は、これをおおむね2人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。 3 男女の居室を別にすること。

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等			
		適	否	非該当	文書	口頭	助言				
【施設運営】	⑨居室、便所について、必要に応じ、男女別になっているか。	☐	☐	☐		○		児童福祉法施行規則 第36条の9 児童自立生活援助事業所の設備の基準は、次のとおりとする。 1 入居者の居室その他入居者が日常生活を営む上で必要な設備及び食堂等入居者が相互に交流を図ることができる設備を設けること。 2 入居者の居室の一室の定員は、これをおおむね2人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。 3 男女の居室を別にすること。			
	⑩居室について、以下の定員及び面積基準を満たしているか。 <table><tr><td></td><td>定員</td><td>面積基準</td></tr><tr><td>居室</td><td>2人</td><td>4.95㎡/人</td></tr></table>		定員	面積基準	居室	2人	4.95㎡/人		☐	☐	☐
	定員	面積基準									
居室	2人	4.95㎡/人									
【職員体制】	①以下の職員が配置されているか。 ・ 指導員 ・ 管理者 ※指導員を兼ねることができる。	☐	☐	☐	○		児童福祉法施行規則 第36条の8第1項 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業所ごとに、指導員（児童自立生活援助事業所において、主として児童自立生活援助を行う者をいう。以下同じ。）及び管理者を置かなければならない。ただし、管理者は、指導員を兼ねることができる。				
	②施設長は、専任者として常勤しているか。	☐	☐	☐	○		社会福祉法 第66条 社会福祉施設には、専任の管理者を置かなければならない。				
	③指導員について、以下の基準を満たしているか。 <table><tr><td>入居者が6人まで</td><td>3人以上。ただし、その2人を除き、補助員で可。</td></tr><tr><td>入居者が7人以上</td><td>3に、入居者が6を超えて3またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上。ただし、その得た数から1を減じた数を除き、補助員で可。</td></tr></table>	入居者が6人まで	3人以上。ただし、その2人を除き、補助員で可。	入居者が7人以上	3に、入居者が6を超えて3またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上。ただし、その得た数から1を減じた数を除き、補助員で可。	☐	☐	☐	○		児童福祉法施行規則 第36条の8第2項 指導員の数は、次のとおりとする。 1 入居者の数が6までは、3以上。ただし、その2人を除き、補助員（指導員が行う児童自立生活援助について指導員を補助する者をいう。以下この条において同じ。）をもつてこれに代えることができる。 2 入居者の数が6を超えるときは、3に、入居者が6を超えて3又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上。ただし、その得た数から1を減じた数を除き、補助員をもつてこれに代えることができる。
入居者が6人まで	3人以上。ただし、その2人を除き、補助員で可。										
入居者が7人以上	3に、入居者が6を超えて3またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上。ただし、その得た数から1を減じた数を除き、補助員で可。										

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等
		適	否	非該当	文書	口頭	助言	
【職員体制】	④指導員は、児童福祉法施行規則第36条の8第3項の資格要件を満たしているか。	□	□	□	○			児童福祉法施行規則 第36条の8第3項 指導員は、法第34条の20第1項各号に規定する者のいずれにも該当しない者であつて、児童の自立支援に熱意を有し、かつ、次の各号に規定する者のいずれかに該当する者でなければならない。 1 児童指導員の資格を有する者 2 保育士（特区法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある児童自立生活援助事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者 3 2年以上児童福祉事業又は社会福祉事業に従事した者 4 都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認めた者 設備運営基準 ※児童指導員の資格 第43条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 1 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校・施設を卒業した者 2 社会福祉士の資格を有する者 3 精神保健福祉士の資格を有する者 4 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 5 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者 6 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 7 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 8 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの 9 学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの 10 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等						
		適	否	非該当	文書	口頭	助言							
【職員体制】	⑤措置費上の職員配置が適切にされているか。 - 各種加算が行われている場合、加算に対応した職員配置がなされているか。 - 措置費算定上、常勤でなければならない職員について、非常勤職員を配置していないか。	□	□	□		○		措置費等国庫負担金通知 第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法 2 事務費の保護単価の設定方法 (1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たりの事務費の月額保護単価の設定は、別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価(別表2に基づき算定した額)をそのまま設定するものとする。ただし、次表の「1配置改善加算分保護単価」の第2欄に掲げる職員配置の改善を行った場合には、同表の第3欄に定める「配置改善加算分保護単価」に読み替えてそのまま設定すること。 また、次表の「2里親支援専門相談員加算分保護単価」から「18社会的養護処遇改善加算費」の第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。(次表及び別表1は省略) 別表2 児童福祉施設の職種別職員定数表 (参考:加算職員一覧(自立援助ホーム)) <table><tr><th>職種別</th><th>職員の定数</th></tr><tr><td>指導員</td><td>2人。ただし、入居児童が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増えるごとに1人を加算する。</td></tr><tr><td>補助者</td><td>1人。(非常勤)</td></tr></table>	職種別	職員の定数	指導員	2人。ただし、入居児童が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増えるごとに1人を加算する。	補助者	1人。(非常勤)
職種別	職員の定数													
指導員	2人。ただし、入居児童が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増えるごとに1人を加算する。													
補助者	1人。(非常勤)													
【保健衛生】	①職員の健康診断について、以下の通り実施しているか。 - 雇入れ時 - 定期健康診断 … 年1回 - 深夜業務(夜勤)を行う者 … 6ヶ月ごとに1回 ②設備、食器等について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じているか。 また、飲用に供する水について、受水槽により供給している場合、残留塩素の有無の検査、清掃など、衛生上必要な措置を講じているか。	□	□	□	○			労働安全衛生規則 第43条 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、健康診断を行わなければならない。 第44条 事業者は、常時使用する労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期的に、医師による健康診断を行わなければならない。 第45条 事業者は、特定業務従事者に対し、六ヶ月以内ごとに一回、定期的に、医師による健康診断を行わなければならない。						
		□	□	□		○		児童福祉法施行規則 第36条の17 児童自立生活援助事業者は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 <参考>受水槽の衛生確保通知 受水槽により供給される飲用水についても、管理の徹底を図ることが必要である。受水槽の設置者又は管理者は、受水槽の残留塩素の有無について検査し、残留塩素が検出されない場合は、受水槽の清掃を行う等の措置を講じること。						

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等
		適	否	非該当	文書	口頭	助言	
【保健衛生】	③感染症または食中毒の発生や蔓延の防止に努めているか。 (例:「感染症マニュアル」や「衛生管理マニュアル」の作成)	☐	☐	☐			○	児童福祉法施行規則 第36条の17第2項 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
	④入所者の清潔を維持できるよう、入浴または清拭(しき)が適切に行われているか。	☐	☐	☐			○	児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(1)-第1-1-(4) 入所者の入浴又は清拭(しき)は、1週間に少なくとも2回以上行われているか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設定するなど週2回の入浴等が確保されているか。
	⑤入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換を行う場合、適切に行われているか。	☐	☐	☐			○	児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(1)-第1-1-(5) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。 排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。また、換気、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。
	⑥入所者の被服、寝具について、衛生的に管理されているか。	☐	☐	☐			○	児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(1)-第1-1-(6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。
【安全対策】	①非常災害対策計画(防災マニュアル)を作成しているか。	☐	☐	☐	○			児童福祉法施行規則 第36条の15第1項 児童自立生活援助事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
	②避難及び消火に対する訓練を実施しているか。 また、うち1回は、夜間訓練(夜間を想定した訓練)が実施されているか。	☐	☐	☐	○			児童福祉法施行規則 第36条の15第1項 児童自立生活援助事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等
		適	否	非該当	文書	口頭	助言	
【安全対策】								児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(1)-第2-3-ウ 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。
	③消防法令に基づく防火設備等について、専門業者により定期的に点検が行われているか。	□	□	□		○		児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(1)-第2-3-ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。
	④水防法、土砂災害防止法に基づき、市町村が定める「地域防災計画」に記載された施設について、「避難確保計画」(水害や土砂災害に対応した避難に係る計画)を作成しているか。	□	□	□		○		避難確保計画作成通知 今般、水防法等の一部を改正する法律が施行され、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務づけられました。避難確保計画を未だ作成していない等、義務を履行していない施設に対しては、早急に義務が履行されるよう、丁寧な指導をお願いします。
	⑤安全計画を策定しているか。	□	□	□	○			設備運営基準 第六条の三 児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。
	職員に対し、安全計画について周知するとともに、当該計画に基づく研修及び訓練を定期的実施しているか。							
	児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。							
	⑥業務継続計画を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施しているか。	□	□	□			○	設備運営基準 第九条の四 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を計るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 児童福祉施設は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。
	⑦感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施しているか。	□	□	□			○	
	⑧児童の通園や園外活動のために自動車を運行する場合、児童等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により児童の所在を確認しているか。	□	□	□	○			

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等
		適	否	非該当	文書	口頭	助言	
【児童処遇】								設備運営基準 第六条の四 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を行なうときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。 2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転車席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないもの）の利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれがないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。
	①自立支援計画について、個々の児童について策定しているか。	□	□	□		○		自立援助ホーム運営指針 第Ⅱ部 2-(1)-① 入居時にはアセスメントをもとに、自立支援計画を策定し、スタッフ間で共有する。
	②利用者一人ひとりの支援の状況を適切に記録しているか。 (ケース記録等は整備されているか。)	□	□	□	○			児童福祉法施行規則 第36条の21 児童自立生活援助事業所には、職員、財産、収支及び入居者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。
	③児童虐待(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等)の防止に向けての取組がされているか。	□	□	□		○		自立援助ホーム運営指針 第Ⅱ部 2-(2)-① 利用者一人ひとりの支援の状況を適切に記録する。
	④入所者個人の状況を考慮し、自立・自活等への支援・援助が行われているか。	□	□	□		○		児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(2)-第1-1-[児童入所施設]- (2) 被措置児童等虐待(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等)防止に向けての取組がされているか。
								児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(1)-第1-3 入所者個人の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等
		適	否	非該当	文書	口頭	助言	
【職員処遇】	①職員に関する帳簿は整備されているか。 ・出勤簿又はタイムカード ・年休処理簿 等	☐	☐	☐	○			児童福祉法施行規則 第36条の21 児童自立生活援助事業所には、職員、財産、収支及び入居者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。
	②労働条件通知書(雇用契約書)を交付しているか。 明示事項:労働契約期間、有期労働契約を更新する場合の基準 就業場所・業務、始業・終業時刻、時間外労働の有無、 休憩時間、休日、休暇、賃金、退職	☐	☐	☐			○	労働基準法 ・第15条第1項 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。 ・同条第2項 前項の規定によって明示された労働条件が事実と相違する場合は、労働者は、即座に労働契約を解除することができる。
	③②で明示された労働条件と勤務実態に相違はないか。	☐	☐	☐			○	パート労働法 第6条第1項 事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、労働基準法第15条第1項に規定する省令で定める事項以外のものであって省令で定めるものを文書の交付等により明示しなければならない。
	④所定労働時間は1日8時間、週40時間(44時間)を超えていないか。	☐	☐	☐			○	労働基準法 ・第32条第1項 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について40時間を超えて、労働させてはならない。 ・同条第2項 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について8時間を超えて労働させてはならない。
	⑤変形労働時間制を採用している場合、1週間あたりの労働時間は法定の範囲内となっているか。 ・1か月単位の変形労働時間制を新規に採用する場合 ⇒就業規則の変更、労使協定の締結により採用する場合は労働基準監督署への届出が必要 ・1年単位の変形労働時間制を新規に採用する場合 ⇒労使協定の締結及び就業規則の変更、労働基準監督署への届出が必要	☐	☐	☐			○	労働基準法 第32条の2 1か月単位の変形労働時間制とは、1か月以内の一定の期間を平均し、1週間当たりの労働時間が40時間(特例措置対象事業場は44時間)以下の範囲内において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度 第32条の4・第32条の4の2 1年単位の変形労働時間制とは、労使協定を締結することにより、1年以内の一定の期間を平均し1週間の労働時間が40時間以下(特例措置対象事業場も同じ)の範囲内において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等
		適	否	非該当	文書	口頭	助言	
【職員処遇】	⑥時間外及び休日労働に関する協定(36協定)を締結し、所轄労働基準監督署に届け出ているか。	☐	☐	☐			○	労働基準法 第36条第1項 使用者は、労働組合または労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、労働基準監督署に届け出た場合においては、協定の定めるところによって労働時間を延長し、または休日に労働させることができる。
	⑦給与から法定外控除を行っている場合、賃金控除に関する協定(24協定)を締結しているか。	☐	☐	☐			○	労働基準法 第24条第1項 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。また、法令に別段の定めがある場合または当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合、労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。
	⑧宿日直がある場合、労働基準法第41条に基づく行政官庁の許可を受けているか。	☐	☐	☐			○	労働基準法 第41条第1項 この章、第六章及び第六章の二で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、次の各号の一に該当する労働者については適用しない。 三 監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けたもの
	⑨年次有給休暇が適切に付与されているか。	☐	☐	☐			○	労働基準法 第39条第1項 使用者は、雇入れから起算して6か月継続勤務し、全所定労働日の8割以上出勤した労働者に対し、10日の有給休暇を与えなければならない。 (注) 週所定労働日が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者(パート労働者)についても、年次有給休暇の比例付与が必要。ただし、年間の勤務日が48日に満たない場合は不要。
	⑩必要な諸規程が整備され、規程に基づいた運用がなされているか。 (管理規程、就業規則、給与規程の規定と実態との整合性)	☐	☐	☐		○		児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(1)-第2-1-(2) 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた運用がなされているか。
	⑪通勤・住宅手当等各種手当が規定され、適正に支払われているか。	☐	☐	☐		○		児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(2)-第2-2-(1) 通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等
		適	否	非該当	文書	口頭	助言	
【経理関係】	①経理規程に基づき、以下について適切な運用がなされているか。 ・ 小口現金について、保管額が経理規程に定める限度額を超えていないか。 ・ 会計処理(収入または支出)にあたって、経理規程に基づき、「会計伝票」等で処理しているか。 ・ 契約にあたり、入札または随意契約を行う場合、経理規程に基づく要件を満たしているか。 ・ 契約にあたり、経理規程に基づき、適正に相見積書を徴収しているか。 ・ 契約にあたり、経理規程に基づき、契約書または請書を作成しているか。	☐	☐	☐		☐		児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(1)-第2-1-(2) 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。
	②支出にあたり、業務上必要なものに支出するなど、適切な会計処理が行われているか。	☐	☐	☐		☐		児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(2)-第2-1 措置費等を財源に運営する児童福祉施設の経理事務は、適切に事務処理され、措置費等が適正に行われているか。
	③現金、預金、印鑑等について、適切に保管しているか。	☐	☐	☐		☐		(1) 予算及び補正予算の編成の時期と精算は適切に行われているか。 (2) 会計経理が適切に行われているか。 ア 運営費の請求金額が適正に行われているか。 イ 事業費と事務費の流用が適正に行われているか。 ウ 利用者負担金(職員給食費等、延長保育料、一時保育利用料、私的契約児利用料)が適正な額となっているか。 エ 他の会計間の貸借が適正に行われているか。 オ 現金、預金等の保管が適正に行われているか。 カ 内部牽制体制が確立され、適正に行われているか。
	④内部牽制体制が確立され、経理事務が適正に行われているか。	☐	☐	☐		☐		
	⑤「預り金」(入所児童のアルバイト代を預かる等)について、預り金の管理に係る規程を整備の上、規定に基づき適切に管理しているか。	☐	☐	☐			☐	
	⑥措置費の弾力的運用について、適切な運用がなされているか。 ※「措置費の弾力的運用に係る事前提出資料」により確認。	☐	☐	☐	☐			児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(1)-第2-1 (9) 運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。 ア 施設の運営が適正に行われた上で、運営費の弾力運用が行われているか。 (10) 高額の当期末支払資金残高等を有している場合、入所者処遇等に必要な改善を要するところはないか。当期末支払資金残高を有している場合は、過大な保有を防止する観点から当該年度の運営費収入の30%以下の保有となっているか。